

九州工業大学職務発明取扱規程概要

この規程は特許権及び実用新案権に関する取り決めであり、意匠権，商標権，種苗権，ノウハウに関する知的財産権についても準用することができる。

職務発明を次のように定義しています。

- この規程において「職務発明」とは、職員が行った発明であって、その内容がその発明等を行った職員が所属し、又は所属した本学の所掌する業務の範囲に属するもののうち、その発明等をするに至った行為が本学におけるその職員の現在又は過去の職務に属し、かつ、特別な研究経費又は特別な研究設備を用いて行ったものをいう。

権利の帰属を次のように定めています。

- 職務発明に係る産業財産権は、原則として、本学に帰属するものとする。
- 職務発明の発明者に職員以外の者が含まれる場合は、当該職員以外の者との契約締結により産業財産権の帰属を規定する。

職員が発明をしたときは、届出義務があります。

- 職員は、産業財産権に係る発明等を行ったときは、それが職務発明であるか否かの見解、見解が否の場合はその理由を記入し、発明等の届出書を速やかに提出するものとする。

発明者帰属のものであっても、機関帰属として取り扱う事も可能です。

- 発明者帰属の産業財産権であっても、発明者が本学への譲渡を希望すれば、機関帰属として取り扱うことができる。

発明審査委員会の決定で出願しないものは、発明者に返還します。

- 本学が出願しない発明等に係る産業財産権を受ける権利は、発明者に帰属する。

審査請求や年金納付をせずに放棄するときも発明者に返還します。

- 審査請求や年金納付をせずに放棄する場合は、届出者に速やかに通知するものとし、発明者が要請する場合は、発明者に当該産業財産権を譲渡するものとする。なお、譲渡手続きにおいて権利等を喪失することの無いよう迅速に便宜を図るものとし、譲渡経費は譲り受ける発明者の負担とする。

発明者自身がベンチャー起業等により活用を図るときは、返還することが可能です。

- ・ 発明者が起業、兼業（退職も同様）ベンチャー企業への技術移転等により産業財産権を活用することによって成果の普及を推進しようとする場合は、発明者へ産業財産権の譲渡等について、特別な措置を講じることができる。

特許補償等については、次のように定めています。

特許補償基準

本学の収入額	発明者 + 研究室への配分	大学への配分
1,000万円以下の金額	70%	30%
1,000万円を超える金額	50%	50%

- ・ 産業財産権の出願，登録，維持に要した経費及び活用に関して TLO 等の外部機関を利用する場合や外部機関との共同出願の場合は外部機関への配分を除いた額とする。

出願奨励金

- ・ 産業財産権を出願したとき，発明者に対して 1 件あたり 1 万円の出願奨励金を支給するものとする。